

特別区（東京23区）職員
経験者 採用試験・選考案内【春試験】

◆この採用試験・選考は、民間企業等での有用な職務経験を有する方を、即戦力として特別区政にいかすことを目的に、特別区、特別区人事・厚生事務組合、特別区競馬組合及び東京二十三区清掃一部事務組合（以下「特別区等」という。）が採用する職員の採用候補者及び合格者を決定するために実施するものです。

- ◆「経験者採用試験・選考【春試験】」と「Ⅰ類採用試験【春試験】・【早期SPI枠】」を重複して申し込むことはできません（重複申込みは、受信の早いもののみ受理します。）。
- ◆「経験者採用試験・選考【春試験】」に申し込んだ方でも、「経験者採用試験・選考【秋試験】」に申し込むことができます。ただし、【春試験】で最終合格した場合は、試験区分にかかわらず【秋試験】を受験することはできません。
- ◆前年度以前のⅠ類採用試験【春試験・秋試験】の採用候補者名簿に登録されている人は、申し込むことはできません。受験を希望する場合は、受験の申込みをする前までに名簿削除の申出をする必要があります。名簿削除を希望する場合は、「名簿削除申出書」を特別区人事委員会事務局任用課に提出してください。

1 主な日程

申込受付期間	3月14日（金）午前10時から 3月24日（月）午後5時まで（受信有効）
	注意事項 ・申込みはインターネットで行ってください。また、申込締切直前はアクセスが集中することが予想されるため、時間に余裕をもって申し込んでください。 ・<u>申込時に顔写真データが必要です。事前にご準備ください。</u> ・第2次試験・選考で参考資料として使用する「職務経歴書」も申込時に入力をしていただきます。 ・使用可能機器等の注意事項は、申込画面の案内をご確認ください。
第1次試験・選考	◆試験・選考日 4月20日（日） 午前9時30分集合 ～ 午後0時05分終了予定 ◆合格発表日 6月13日（金）午前10時
第2次試験・選考	◆試験・選考日 6月29日（日）
最終合格発表	◆合格発表日 7月16日（水）午前10時
採用予定日	令和7年11月1日

2 採用区分、試験・選考区分及び採用予定数

採用区分 試験・選考区分	1級職	2級職（主任）
	係員の業務を行う職	係長職への昇任を前提とした係長職を補佐する職
福祉	14名程度	12名程度

3 受験資格

以下の(1)～(6)の要件をすべて満たす人が受験できます。ただし、すべてを満たす人でも、地方公務員法で競争試験・選考を受けることができないとされる人(7ページ参照)は受験できません。

- (1) 昭和 39 年 4 月 2 日以降に生まれた人
- (2) 活字印刷文による出題に対応できる人
- (3) 次のいずれかに該当する人
 - ア 日本国籍を有する人
 - イ 出入国管理及び難民認定法別表第二(永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者)に掲げる在留資格を有する人及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者
- (4) 現に特別区等の職員でない人
ただし、現に特別区等の職員で、教育公務員(各特別区の「職員の職名に関する規則」に定める保育教諭の職務に従事する人を除く。)、特別職非常勤職員、臨時的任用職員、会計年度任用職員又は任期付職員(「地方公務員法」、「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」又は「地方公務員の育児休業等に関する法律」の規定に基づき採用されているものをいう。)は受験できます。
- (5) 必要な資格等を有する人
下記「4 採用予定及び必要な業務従事歴等」のうち、「資格・免許・経歴」の欄に定めるとおり
- (6) 民間企業等において下記ア～ウに定める対象業務等に従事した年数が次の年数以上ある人
 - 【1 級職】 直近 10 年の期間(平成 27 年 11 月 1 日～令和 7 年 10 月 31 日)において 4 年
 - 【2 級職(主任)】 直近 14 年の期間(平成 23 年 11 月 1 日～令和 7 年 10 月 31 日)において 8 年
 - ア 対象となる業務内容
(5)に記載する資格要件を満たしたうえで従事した業務が、下記「4 採用予定及び必要な業務従事歴等」のうち、「必要な業務従事歴」の欄に記載する業務であるもの
 - イ 対象となる週あたりの従事時間
会社員等として、アに掲げる業務に従事した時間が、1 事業所で週あたり 20 時間以上であるもの
 - ウ 対象となる期間
満 22 歳に達した日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日以降の期間
 - エ 従事年数の通算
複数の事業所それぞれでア～ウを満たす業務従事歴がある場合、1 事業所における従事年数が 1 年以上のものは通算ができます。ただし、従事時期が重複している場合は、重複期間は 1 事業所のみ通算できません。

参考 主な職務内容及び勤務予定先

試験・選考区分	主な職務内容	主な勤務予定先(例示)
福祉	児童・高齢者・心身障害者等に対する相談援助業務、各種事業の企画・立案・実施、生活保護ケースワーカー等	福祉事務所、高齢福祉課、子ども家庭支援センター、心身障害者福祉センター、児童相談所、一時保護所

※児童相談所など配属先や職務内容により、交替制勤務や夜間勤務の可能性あります。

4 採用予定及び必要な業務従事歴等

表の説明

採用予定は、令和 7 年 3 月 1 日現在のもので、変更することがあります。

- ・○ 印…令和 7 年度に採用を予定していることを示します。
- ・無 印…令和 7 年度に採用を予定していないことを示します(今後採用の必要が生じた場合は採用を行うこともあります。)
- ・**人厚組合** 特別区人事・厚生事務組合／**競馬組合** 特別区競馬組合／**清掃組合** 東京二十三区清掃一部事務組合

福 祉

資格・免許・経歴	社会福祉士若しくは児童指導員の資格を有する人、保育士となる資格を有し、都道府県知事の登録を受けている人（取得・登録後の期間が業務従事歴の対象）												
必要な業務従事歴	社会福祉施設等での相談援助業務 「社会福祉施設等」の例・・・児童福祉施設、高齢者福祉施設、障害者福祉施設、精神保健福祉施設、医療機関、児童相談所、一時保護所 等 「相談援助業務」とは・・・ケアマネージャー、ソーシャルワーカー、生活相談員、支援相談員、児童福祉司等の、児童・高齢者・障害者等に対する相談対応・指導に従事する業務 ※保育所で保育士として従事した期間は、業務従事歴に含みません。												
1 級職 採用予定数 14 名程度	千代田区	中央区	港 区	新宿区	文京区	台東区	墨田区	江東区	品川区	目黒区	大田区	世田谷区	渋谷区
			○					○	○		○	○	
	中野区	杉並区	豊島区	北 区	荒川区	板橋区	練馬区	足立区	葛飾区	江戸川区	人厚組合	競馬組合	清掃組合
2 級職（主任） 採用予定数 12 名程度	千代田区	中央区	港 区	新宿区	文京区	台東区	墨田区	江東区	品川区	目黒区	大田区	世田谷区	渋谷区
								○	○		○	○	
	中野区	杉並区	豊島区	北 区	荒川区	板橋区	練馬区	足立区	葛飾区	江戸川区	人厚組合	競馬組合	清掃組合
	○		○		○	○	○			○			

※保育所で保育士としての勤務を希望する人は、各区で実施する「福祉（Ⅱ類）」採用選考を受験してください。

5 試験・選考の内容及び合格発表

第 1 次 試 験 ・ 選 考			
日 時	4 月 20 日（日） 午前 9 時 30 分集合 ～ 午後 0 時 05 分終了予定		
会 場	原則として都内 ◆4 月 7 日（月）午前 10 時以降に交付する受験票で試験・選考会場を通知します。 ◆指定された試験・選考会場の変更はできません。 ◆試験・選考会場及び会場の最寄駅付近で、有料で可否の連絡を請け負う業者が勧誘を行っていることがありますが、当人事委員会とは一切関係ありません（試験・選考当日に当人事委員会が現金等を請求することはありません。）。		
方 法	試験・選考区分	内 容	
	福 祉	福 祉 論 文 (1 時間 30 分)	課題式 (1 題必須解答) 字数は 1,200 字以上 1,500 字程度
	◆第 1 次試験・選考の合格者は、福祉論文の成績により決定します。 ◆試験・選考問題は、持ち帰ってください。 ◆試験・選考問題は、第 1 次試験・選考終了後に公表します。予定日時は次のとおりです。 ①ホームページ 4 月 28 日（月）午前 10 時以降 ②各区役所及び特別区自治情報・交流センター（東京区政会館 4 階） 4 月 30 日（水）以降 ◆過去の試験・選考問題は、各区役所及び特別区自治情報・交流センター（東京区政会館 4 階）で閲覧できます。また、過去の試験・選考問題はホームページにも掲載しています（ただし、著作権等により掲載していない問題もあります。）。		
合 格 発 表	6 月 13 日（金）午前 10 時		
	◆合格発表方法（窓口等への掲示は行いません。） ・ホームページ（合格者の受験番号を掲載） ・上記日時に通知メールを順次送信します。受信後に、メールに記載されている URL から必ず期間内に結果通知をダウンロード・印刷してください（第 1 次試験・選考の受験者全員に、可否の結果を通知）。 合格発表日にメールが届かない場合は、上記発表日の午後 2 時以降にホームページからダウンロード可能となります。 ◆不合格の場合は、希望者に対し、得点及び順位を通知します。		

第 2 次 試 験 ・ 選 考

日 時	6 月 29 日（日）
会 場	原則として都内 ◆集合時間及び試験・選考会場は、第 1 次試験・選考結果通知と併せてお知らせします。
方 法	口述試験 人物、職務経験及び職務に関連する知識等についての個別面接
最 終 合 格 発 表	
日 時 ・ 方 法	7 月 16 日（水）午前 10 時 ◆第 1 次試験・選考、第 2 次試験・選考の結果を総合的に判定し、最終合格者を決定します。 ◆合格発表方法（窓口等への掲示は行いません。） ・ホームページ（合格者の受験番号を掲載） ・ <u>上記日時に通知メールを順次送信します。</u> 受信後に、メールに記載されている URL から必ず期間内に結果通知をダウンロード・印刷してください（第 2 次試験・選考の受験者全員に、可否の結果を通知）。 ◆希望者に対し、第 1 次試験・選考と第 2 次試験・選考の総合得点及び順位を通知します。ただし、【2 級職（主任）】については、希望者のうち不合格者にのみ通知します。

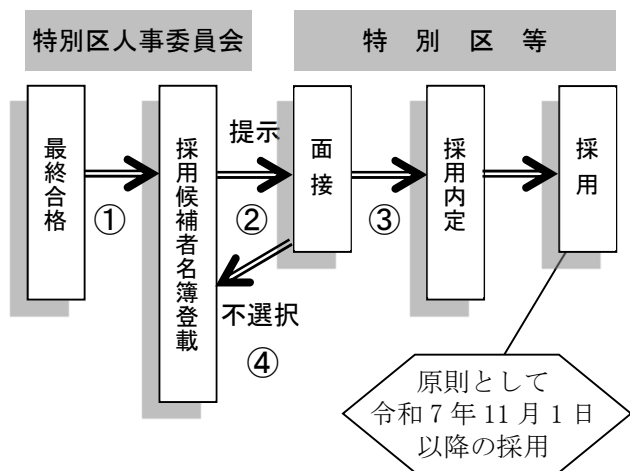
※個人別成績に関する情報提供の申出については、第 1 次試験・選考の際、解答用紙（アンケート用紙）に希望の有無をマークしていただきます。

※試験・選考当日は、交通機関の運行に遅延・中止（見合わせ）等が発生することもありますので、試験・選考会場までの経路を複数確認しておくとともに、時間に余裕をもって試験・選考会場に到着できるようにしてください。

※身体上の理由等により自動車等による試験・選考会場への来場が必要な場合は、申し込む際に必ず特別区人事委員会事務局任用課へ連絡してください。

6 採用の方法及び時期

1 級 職



①最終合格者は、試験区分別の採用候補者名簿に高点順に登載されます。

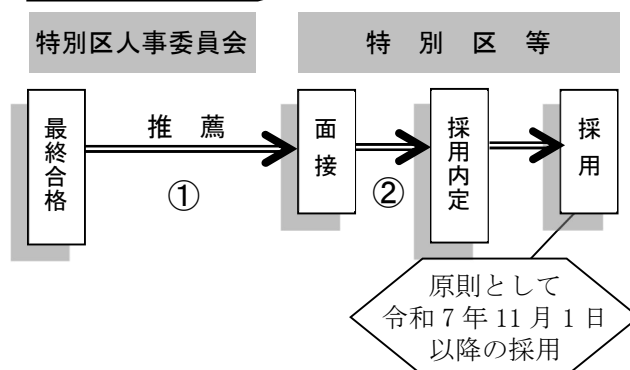
②特別区人事委員会は、原則として採用候補者の経験及び希望区等を考慮し、特別区等へ高点順に提示します。なお、希望者の集中等の状況によっては、希望どおりに提示できない場合があります。

③提示を受けた特別区等は、面接を行い、その結果に基づいて採用候補者に内定を出します。また、採用候補者には、業務従事歴の確認のため、「職歴証明書」等を提出していただきます。特別区等からの合格連絡後に、当該特別区等への採用を辞退する場合は「名簿削除申出書」を提出してください（他の特別区等への提示を希望することはできません。）。

④提示された特別区等で不選択になった場合は、欠員状況に応じて、再び他の特別区等へ提示します。ただし、欠員状況によっては提示されず、その結果採用されない場合もあります。なお、名簿の有効期間は原則 1 年間です。

●申込内容等の記載事項に虚偽がある場合又は受験資格として必要な資格・免許及び業務従事歴の確認ができなかった場合は、採用候補者名簿から削除されることがあります。

2 級 職（主任）



①特別区人事委員会は、最終合格決定後、原則として合格者の経験及び希望区等を考慮し、特別区等へ推薦します。なお、希望者の集中等の状況によっては、希望どおりに推薦できない場合があります。

②推薦を受けた特別区等は、面接を行い、その結果に基づいて合格者に内定を出します。また、合格者には、業務従事歴の確認のため、「職歴証明書」等を提出していただきます。

●申込内容等の記載事項に虚偽がある場合又は受験資格として必要な資格・免許及び業務従事歴の確認ができなかった場合は、採用の内定が取り消されることがあります。

7 受験手続

(1) 申込方法

下記URL（ホームページ）へアクセスし、画面の指示に従ってすべての必要事項を正しく入力し、申込受付期間中に送信してください。

申込受付期間 令和7年3月14日（金）午前10時から3月24日（月）午後5時まで【受信有効】

申込URL <https://www.union.tokyo23city.lg.jp/jinji/jinjiinkaitop/>

◆顔写真データについて

申込時に顔写真データの登録が必要です。 ※写真データは受験票及び履歴書に使用します。

【顔写真データの条件】

最近6か月以内に撮影した鮮明な写真、上半身、脱帽、正面向き、背景無地のもの

ファイル形式 JPEG(拡張子が. jpg 又は. jpeg)

◆職務経歴書について

申込時に、第2次試験・選考（口述試験）で参考資料として使用する「職務経歴書」の入力をしていただきます。

【受験申込時の注意事項】

- ◆申込締切直前はアクセスが集中することが予想されるため、時間に余裕をもって申し込んでください。
- ◆インターネット環境（通信料含む）はご自身でご用意・ご負担ください。
- ◆システム障害対応のために申込受付期間中にシステムを停止する場合や、使用している機器や通信回線上の障害等が発生した場合のトラブルについては、一切責任を負いません。
- ◆インターネット申込の際の入力エラー等により申込期間内に申込完了ができなかった場合、いかなる理由があっても申込を受理できません。
- ◆重複申込みは、受信の早いもののみ有効とします。
- ◆申込みの際に使用したID及びパスワードは受験票等のダウンロードに必要となりますので、必ず控えをとって保管してください。パスワード等の照会は、理由を問わず応じられません。
- ◆申込完了後は、申込内容の修正はできません。また、入力内容についての問合せには応じられないため、入力内容に誤りがないか確認し、申込登録完了画面は必ず印刷及び保存してください。
- ◆申込時に入力した内容は、採用候補者の提示及び合格者の推薦の際に特別区等へ提供します。
- ◆受験資格の確認を行うため、申込時に登録した電話番号に連絡する場合があります。
- ◆申込内容に虚偽がある場合や受験資格を満たしていない場合は、職員として採用される資格を失う場合があります。
- ◆車いす又は補装具の使用等、試験・選考の際に身体的配慮が必要な場合は、試験・選考会場準備のため、申し込む際に必ず特別区人事委員会事務局任用課へ連絡してください。

(2) 受験票の交付

受験票の送信日：令和7年4月7日（月） 午前10時以降

- ◆上記日時に受験票発行通知メールを送信します。受信後に、メールに記載されているURLから受験票をダウンロードし、必ず印刷の上、必要事項を記入して試験・選考当日に会場へ持参してください。

※上記送信日にメールが届かない場合は、上記送信日の午後2時以降にホームページからダウンロード可能となります。

※印刷は白黒・カラーどちらでも可です。プリンターをお持ちでない場合は、印刷機器がある施設や、コンビニエンスストア等のプリントサービスを利用し、印刷してください。

試験・選考の申込みをした人は必ず受験してください

特別区職員採用試験・選考は、皆さんの申込みによって試験・選考の準備が進められます。これらは、区民の方に納めていただく税金を使って行われるものです。貴重な税金を有効に活用するためにも、**試験・選考の申込みをした人は必ず受験してください。**

8 勤務条件等

(1) 初任給等

採用区分	初任給
1 級職	約 282,100 円
2 級職（主任）	約 321,200 円

◆この初任給は令和 7 年 4 月 1 日現在の給料月額に地域手当を加えたものです。採用前の職務経験等について、一定の基準により加算される場合があります。

◆この初任給のほか、条例等の定めるところにより、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当・勤勉手当等が支給されます。

※採用前に給与改定等があった場合には、その定めるところによります。

※60 歳に達した日後の最初の 4 月 1 日以降は、適用される給料月額の 7 割が支給額となります。

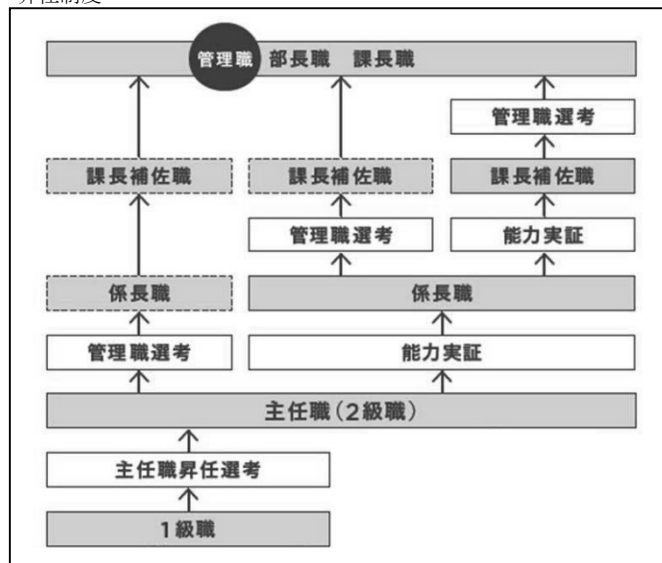
(2) 公平な昇任制度

職員は、能力主義に基づき公平に昇任します。

学歴等によらず、「やる気があれば道が開ける」、チャレンジする職員に開かれた昇任制度が用意されています。

※勤務時間等のその他の勤務条件は、ホームページ上の採用特設サイトに掲載しています。

昇任制度



9 その他

参考 特別区等一覧表

区名等	本庁所在地	職員数（名）	URL
千代田区	千代田区九段南 1-2-1	1,225	https://www.city.chiyoda.lg.jp/
中央区	中央区築地 1-1-1	1,697	https://www.city.chuo.lg.jp/
港区	港区芝公園 1-5-25	2,268	https://www.city.minato.tokyo.jp/
新宿区	新宿区歌舞伎町 1-4-1	2,868	https://www.city.shinjuku.lg.jp/
文京区	文京区春日 1-16-21	2,204	https://www.city.bunkyo.lg.jp/
台東区	台東区東上野 4-5-6	1,960	https://www.city.taito.lg.jp/
墨田区	墨田区吾妻橋 1-23-20	1,923	https://www.city.sumida.lg.jp/
江東区	江東区東陽 4-11-28	2,693	https://www.city.koto.lg.jp/
品川区	品川区広町 2-1-36	2,824	https://www.city.shinagawa.tokyo.jp/
目黒区	目黒区上目黒 2-19-15	2,061	https://www.city.meguro.tokyo.jp/
大田区	大田区蒲田 5-13-14	4,201	https://www.city.ota.tokyo.jp/
世田谷区	世田谷区世田谷 4-21-27	5,481	https://www.city.setagaya.lg.jp/
渋谷区	渋谷区宇田川町 1-1	2,037	https://www.city.shibuya.tokyo.jp/
中野区	中野区中野 4-11-19	2,182	https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/
杉並区	杉並区阿佐谷南 1-15-1	3,561	https://www.city.suginami.tokyo.jp/
豊島区	豊島区南池袋 2-45-1	2,083	https://www.city.toshima.lg.jp/
北区	北区王子本町 1-15-22	2,836	https://www.city.kita.tokyo.jp/
荒川区	荒川区荒川 2-2-3	1,820	https://www.city.arakawa.tokyo.jp/
板橋区	板橋区板橋 2-66-1	3,783	https://www.city.itabashi.tokyo.jp/
練馬区	練馬区豊玉北 6-12-1	4,361	https://www.city.nerima.tokyo.jp/
足立区	足立区中央本町 1-17-1	3,571	https://www.city.adachi.tokyo.jp/
葛飾区	葛飾区立石 5-13-1	3,142	https://www.city.katsushika.lg.jp/
江戸川区	江戸川区中央 1-4-1	3,610	https://www.city.edogawa.tokyo.jp/top.html
特別区人事・厚生事務組合	千代田区飯田橋 3-5-1	263	https://www.union.tokyo23city.lg.jp/
特別区競馬組合	品川区勝島 2-1-2	85	https://www.tokyocitykeiba.com/
東京二十三区清掃一部事務組合	千代田区飯田橋 3-5-1	1,168	https://www.union.tokyo23-seisou.lg.jp/

※ 職員数は、令和 7 年 1 月 1 日現在のものです。

※ 東京二十三区清掃一部事務組合の主な勤務先は、本庁及び 23 区内の各清掃工場等です。

※ 就業場所は、原則敷地内禁煙です。

地方公務員法第 16 条

- 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。
- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
 - 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
 - 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(注) 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者は受験できません。

個人情報の取扱いについて

個人情報については、個人情報の保護に関する法律による適正管理を行っています。当人事委員会では、提出された関係書類やそれに基づき作成した資料等を厳重に管理するとともに、特別区等の採用関係機関以外の第三者には提供いたしません。また、規定の保存年限経過後には、速やかに適切な方法で廃棄しています。

注意事項

- ◆カンニング等の不正行為が発覚した場合、受験は無効とします。
- ◆試験日等の変更や非常時のお知らせがある場合には、特別区人事委員会ホームページでお知らせします。

●よくある質問

特に問合せの多い質問を掲載しています。その他の Q & A については、ホームページに掲載しています。 お問い合わせの際には必ず事前にホームページもご確認ください。

【業務従事歴の取扱いについて】

Q1 業務従事歴において、複数の経験を通算する場合、月単位、日単位の端数の取扱いはどのようになりますか。

A1 満 1 年以上の従事歴を合算し、1 月未満の端数は切り捨てます。この場合、30 日をもって 1 月とします。

(例) 2 級職（主任）：【A 社】4 年＋【B 社】3 年 1 か月＋【C 社】11 か月
→C 社の 11 か月は 1 年に満たないため通算対象ではない
⇒7 年 1 か月となり、受験資格なし

Q2 週の勤務日数が 3 日や 4 日の場合がありますが、業務従事歴に該当しますか。

A2 正規の勤務時間が週 20 時間以上であれば業務従事歴に該当します。

在宅勤務についても、就業規則等に定められた勤務時間が週 20 時間以上であれば該当します。

Q3 裁量労働制で就業した場合の勤務時間の取扱いはどのようになりますか。

A3 労使協定等の労使合意で決められたみなし労働時間が週 20 時間以上であれば、その従事期間は業務従事歴に該当します。

Q4 就業規則や雇用契約書類には、1 週間あたりの勤務時間数が記載されていません。どのように判断すればいいですか。

A4 1 日の始業及び終業の時刻、休日、休憩時間等についての定めから、1 年を 52 週として下記の計算方法で 1 週間あたりの勤務時間数を算出します。

(計算方法)

1 日あたりの勤務時間数 × 年間勤務日数 ÷ 52 週（小数点以下第一位を四捨五入）

(例) 1 日あたり 7 時間 45 分（7.75 時間）勤務、1 月あたり 12 日勤務の場合

7 時間 45 分×12 日×12 か月÷52＝21.461…時間

→小数点以下第一位を四捨五入により、21 時間

⇒1 週間あたりの勤務時間が 20 時間以上のため、業務従事歴に該当します。

Q5 変形労働時間制で勤務していたため、週によっては勤務時間が20時間に満たない場合がありますが、この場合は業務従事歴に該当しますか。

A5 就業規則等で1週間あたりの平均勤務時間数が定まっている場合は、それをもって判断します。就業規則等で判断ができない場合は、変形勤務の対象期間を通じて勤務時間が週平均20時間以上であれば業務従事歴に該当します。

(就業規則等で判断できない場合の計算方法)

$$\text{対象期間中の1日あたりの勤務時間数} \times \text{対象期間中に勤務した日数} \div \frac{\text{対象期間の暦日数}}{7}$$

小数点以下
←第一位を
四捨五入

(例) 1年単位の変形労働時間制(対象期間1年、365日)で1日あたり7時間勤務、対象期間中の勤務日数が150日の場合
(365日÷7=52.1428週→小数点以下第一位を四捨五入し、1年を52週とする。)

7時間×150日÷52=20.1923…時間

→小数点以下第一位を四捨五入により、20時間

⇒対象期間(1年間)の週平均勤務時間が20時間以上のため、業務従事歴に該当する。

Q6 勤務していた会社が合併により別会社となり、雇用主が変わった場合は、継続した期間とみなされますか。

A6 労働契約が合併後の会社に承継されている場合は、継続した期間とみなします。

Q7 育児等の休業を取得した後、復職した場合の休業期間は業務従事歴に該当しますか。

A7 育児休業や病気休職等の休業期間は、休業後に引き続き同一企業等に復職した場合に限り、業務従事歴に該当します。

【契約社員、派遣社員及び非常勤として勤務した期間の業務従事歴について】

Q8 同一企業で4年間契約社員として働いていますが、1年ごとの契約更新で、週あたりの勤務時間数が毎年異なります。この場合はどのように判断すればいいですか。

A8 各雇用契約単位で業務従事歴に該当するか否か(週20時間以上か否か)を判断します。

(例) 1年目: 週30時間…○

2年目: 週35時間…○

3年目: 週19時間…×

4年目: 週29時間…○

⇒3年目は週20時間以上でないため、業務従事歴に該当する期間が合計3年間となり、受験資格を満たしません。

Q9 派遣社員としての就労期間は業務従事歴に該当しますか。

A9 週20時間以上の勤務形態であれば該当します。

Q10 人材派遣会社に登録してA社に派遣され、派遣期間終了後に引き続きA社に正規雇用された場合、継続した期間とみなされますか。

A10 派遣期間と正規雇用期間を継続した期間とみなします。ただし、それぞれの採用区分に応じた業務従事歴が必要です。

Q11 入社時は非常勤として採用され、その後同社に常勤の正社員として採用された場合の従事歴はどのように算定しますか。

A11 雇用形態を問わず週20時間以上勤務した場合は、継続した期間として算定します。

【業務従事歴の取扱いについて】

Q12 自分の職務経験が「試験・選考区分に関連した業務」にあたるかわかりません。

A12 2ページの「4 採用予定及び必要な業務従事歴等」を参照してください。

なお、ホームページにもQ&Aを掲載していますので、ご覧ください。

特別区人事委員会事務局任用課採用係 〒102-0072 千代田区飯田橋3-5-1

【電話】 03-5210-9787(直通) ※受付時間: 平日8:30~17:15

【ホームページ】 <https://www.union.tokyo23city.lg.jp/jinji/jinjiiinkaitop/>
(上記ホームページから採用試験の申込みができます。
また、よくある質問と回答も掲載しています。)

下記、SNSの公式アカウントを通じて特別区等のイベント情報等を発信しています!

【X(旧: Twitter)】 @23city_saiyou

【LINE】 @584djzhj

各種
二次元
コード



ホームページ



X(旧Twitter)



LINE